

[事案 22-63] 傷病一時給付金請求

平成 23 年 1 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

閉鎖性動脈硬化症と頸部・腰部脊柱管狭窄症で入院し、入院一時金は支払われたが、傷病一時給付金が約款規定により支払われないことを不服とし申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 11 月中旬から平成 21 年 2 月上旬まで、頸椎々間板ヘルニア症と腰部脊柱管狭窄症により入院、医療保険にもとづき入院一時給付金、傷病一時給付金等が支払われた。その後、閉塞性動脈硬化症と頸部・腰部脊柱管狭窄症により、平成 22 年 1 月下旬に 7 日間入院し、入院一時給付金、傷病一時給付金を請求したところ、入院一時給付金は支払れたものの傷病一時給付金については、「閉塞性動脈硬化症」は給付対象傷病に該当しない、「頸部・腰部脊柱管狭窄症」は「同一の傷病種類を原因とする入院について 2 年間に 1 回の給付しかされない」という給付限度に該当するとして支払われないが、下記のとおり、加入時に営業担当者の説明不十分等があったので納得できない。傷病一時給付金を支払って欲しい。

- (1) 傷病一時給付金の支払対象となる傷病（傷病種類）が限定されているという説明があれば、本件契約に加入していない。
- (2) 傷病一時給付金に関する同一傷病による給付制限（2 年間に 1 回給付）についても、説明がなく、説明があれば本件契約に加入せずに、他の医療保険に加入した。
- (3) 保険会社は、約款に書かれているので文書で説明されているというが、一部の傷病しか対象にならないのに、口頭説明がないのは納得できない。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

(1) 募集時の対応について

本件申立契約に係る契約上の重要な事項が記載されている『ご契約のしおり』、『注意喚起情報兼確認・同意書』、『意向確認書兼適合性確認書』については、申立人の自署あるいは押印がなされており、『契約概要』も申立人に提示されていることから、「募集時の説明が不十分」という申立人の申立理由については、承諾できない。

(2) 傷病一時給付金の支払該当性について

診断書には、入院の原因となった診断確定傷病名『閉塞性動脈硬化症』と『腰部脊柱管狭窄症』の 2 つが記載されているが、『閉塞性動脈硬化症』については約款別表記載の給付対象傷病には該当しない。また、『腰部脊柱管狭窄症』については給付対象の傷病だが、過去 2 年以内に同疾病で傷病一時給付金が給付されていることから、約款規定により、今回の入院に関しては、傷病一時給付金を支払うことはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社双方から提出された書面にもとづき審理を行うと

ともに、申立人から事情聴取を行い、申立人の主張は、法的には相手方会社の説明義務違反に基づく損害賠償請求を主張するものと解し、審理した。

その結果、下記の理由により、申立人の申立内容は認めることができないことから、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 相手方会社が傷病一時給付金の支払いを拒むことは、下記のとおり、約款上認められる。

①本件の一件記録によれば、閉塞性動脈硬化症は、約款別表記載の給付対象傷病には該当しない。

②頸部・腰部脊柱管狭窄症はいずれも、約款別表記載の給付対象傷病に該当するが、申立人は、過去2年以内に同一傷病種類の腰部脊柱管狭窄症と頸椎椎間板ヘルニアにより入院し、2回目の入院と同一の傷病種類に該当する傷病による入院をしたものとみなされて、傷病一時給付金の支払いを受けており、約款規定「給付金の給付限度」に該当する。

(2) 下記のような事実がある場合、これらの内容について、仮に、募集人が資料を明示しての説明をしなかったとしても、それが説明義務に違反するものとまでは言えず、説明義務違反による損害賠償の請求を認めることはできない。

①本件募集では、提案書が使用され申立契約の内容について一通りの説明がなされたこと、募集人が、給付対象傷病は全傷病であるとか、給付限度がないといった虚偽の説明はしていないことは、申立人も認めている。

②申立契約において、給付対象傷病を全傷病としないことや、2年間に1回の給付限度が不合理な内容とは言えない。

③「ご契約のしおり・約款」が交付されたことは申立人も認めており、同資料を一読すれば、申立契約は、傷病一時給付金について給付対象傷病を全傷病としないことや、2年間に1回の給付限度があることは容易に知り得る。